

「点検若しくは整備に関する実務経験」とは、次のものをいいます。

- (1) 整備工場、特定給油所等における整備要員として点検・整備業務を行った経験
(工員として実際に手を下して作業を行った経験の他に技術上の指導監督的な業務の経験も含む。)
- (2) 自動車運送事業者の整備実施担当者として点検・整備業務を行った経験

「整備の管理に関する実務経験」とは、次のものをいいます。

- (1) 整備管理者の経験
- (2) 整備管理者の補助者として車両管理業務を行った経験（平成19年7月9日付け自動車交通局長通達改正以前の代務者としての経験を含む。）
- (3) 整備責任者として車両管理業務を行った経験

「整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車」とは、次の種類の自動車をいいます。

- (1) 二輪自動車以外の自動車
- (2) 二輪自動車

「地方運輸局長が行う研修」とは、「選任前研修」のことであり、整備管理者になろうとする者は、車両法等の法令の基礎的な知識を有していることが必須であることから研修を実施し、これらの知識や能力を具備してもらうことを目的としています。

「選任前研修」を修了した者には、選任前研修修了証明書を交付します。整備管理者の選任届出時に選任前研修修了証明書の写しを添付することにより、地方運輸局長が行う研修を修了していることの証明となります。